

平成 19 年 12 月 14 日

指定管理者の指定について（練馬区立練馬文化センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立練馬文化センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

共立・日東共同事業体

構成団体（代表） 株式会社 共立

構成団体 日東カスタディアル・サービス株式会社

(2) 所在地

株式会社 共立 東京都渋谷区代々木五丁目40番13号

日東カスタディアル・サービス株式会社 東京都板橋区中丸町14番1号

(3) 代表者

株式会社 共立 代表取締役 渡瀬 治夫

3 指定の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日（3年間）

4 選定の経過

平成19年5月25日	第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間、募集要項の検討)
8月1日	募集要項配布開始
8月10日	募集説明会（参加団体数 24）
8月20日	施設説明会（参加団体数 17）
8月21日～31日	応募書類受付（応募団体数 4）

9月10日	経営診断委託
9月28日	経営診断報告書受理
10月24日	第2回指定管理者選定委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
10月29日	第3回指定管理者選定委員会 (評価・採点)
11月20日	指定管理者候補決定

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断により評価した結果、当該団体については、練馬区立練馬文化センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した（審査結果は、別表のとおり）。

なお、指定管理者選定委員会では、第2回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の運営の透明性・公正性

個人情報保護制度および情報公開制度を持ち、その運用は、練馬区個人情報保護条例および練馬区情報公開条例の規定に準じて実施されている。また、個人情報漏洩賠償保険の加入を予定しているなど今後も積極的な取組が見込まれる。

(2) 団体運営における法令等の遵守状況

コンプライアンス憲章等が制定されており、併せて、ホームページ等において区民等へも周知されている。企業として法令遵守の姿勢を明確化しており、社員教育への取組も組織体制として形成されている。また、各年度の案件に対して取締役・監査役による役員会が適切かつ継続的に開催されている。

(3) 運営実績

これまでも文化施設の運営に十分な実績を有しており、また、そこで発生する様々なトラブルに対して具体的な対応策を検討・構築し、マニュアルへ反映する仕組みもあり、さらに対応実績も豊富であり、適切な対応を行っている。

(4) 効率的運営・効率化への取組み

効率的な運営が可能となるよう職種ごとに適切な雇用形態の職員を配置し、また、直接的な経費の削減については、業務ごとに数値目標が示されており、効率的運営への取組が明確に示されている。

(5) 受託への熱意・意欲

指定管理者としての一義的な責任が十分に認識されており、練馬区の文化芸術拠点施設の役割を果たす熱意・意欲がある。

(6) 施設管理の安全性への配慮

日常的な点検体制、危機管理体制、管理上の不具合等の区への報告姿勢がそれぞれ明確にマニュアル化されており、練馬区立練馬文化センターでの体制も具体的な検討がされている。

(7) 施設管理運営体制

現在のサービスの維持、利用者ニーズへの対応、質の高いサービスに対し、それぞれの項目において現状の体制を向上させていく具体的な取組が示されている。また、区の計画・方針への理解・協力も十分であるとともに、具体的な連携についても示されている。

(8) 職員の育成

各職員の個人レベルや職層・専門職種等に応じた研修体制が組み立てられており、また、今後の取組としてもサービス向上に向けた認定資格の取得も計画されている。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

苦情解決体制、利用者への公平公正な対応、利用者の人権に対する姿勢、職員の接遇に関する取組がマニュアル化されており、練馬区立練馬文化センターでの利用者への対応についても具体的な検討がされている。

(10) 団体の理念・姿勢

団体基本理念・経営理念が明文化されており、その内容を練馬区の文化芸術振興の推進へと活用していく取組が示されている。また、職員、利用者にも団体の基本理念の周知が行われている。

(11) 区内事業者・区民雇用の促進

具体的な数値として25～32名の区民雇用を予定している。また、施設運営の再委託先にも区内事業者を7社計画している。さらに、資材調達についても地元業者・地元商店からの購入を明確に企画している。

問い合わせ先

練馬区総務部文化国際課文化振興係

電話03(5984)1480 FAX03(3993)6500

指定管理者（共立・日東共同事業体）の評価結果
 （練馬区立練馬文化センターおよび練馬区立大泉学園ホール）

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5 点	3 点
2 団体の運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5 点	4 点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5 点	4 点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5 点	4 点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	15 点	12 点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5 点	5 点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10 点	8 点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	15 点	12 点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	15 点	12 点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5 点	4 点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5 点	4 点
12 区内事業者・区民雇用の促進 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10 点	10 点
合計	100 点	82 点